

平成18年第1回教育委員会臨時会記録

平成18年1月27日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年1月27日(金) 午前10時00分～午前11時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 宮坂 公夫
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ
教育長 納 富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継 学校適正配置担当部長 上原 和義

庶務課長 和田 義 広 学校適正配置担当課長 吉田 順之

杉並区師範館長 田中 哲 学校運営課長 馬場 誠一

学務課長 井口 順 司 指導室長 松岡 敬明

社会教育課長 赤井 則 夫 済美教育センター副所長 杉田 治

中央図書館長 原 隆 寿

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第1号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 平成17年度杉並区一般会計補正予算(第6号)

議案第3号 平成18年度杉並区一般会計予算

議案第4号 杉並区高円寺体育館外6施設の指定管理者の指定について

議案第5号 杉並区上井草体育館外2施設の指定管理者の指定について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第 1 号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第 2 号 平成 1 7 年度杉並区一般会計補正予算（第 6 号）・・・・・・ 4

議案第 3 号 平成 1 8 年度杉並区一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案第 4 号 杉並区高円寺体育館外 6 施設の指定管理者の指定につ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

議案第 5 号 杉並区上井草体育館外 2 施設の指定管理者の指定につ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

委員長 どうもおはようございます。

ただいまから教育委員会の臨時会を開催いたします。

本日は第1回の臨時会でございますが、よろしく願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員をお願いいたします。

議事日程は、ご案内したとおり、議案が5件となっております。すべての議案が平成18年第1回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づく、区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律の第13条により、本日の会議は非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議のご意見がございませんようですので、本日の会議は非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第1号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第1号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

改正の理由でございますが、特別区人事委員会は平成17年10月、各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。その中で、普通昇給と特別昇給との統合等、昇給方法の改正、一般職員への成績率の導入等、能力、業績及び職責においた適切な給与制度への抜本的な改革をすべきとの意見及び給料表につきまして、勤務実績をきめ細かく反映できるようにするため、現行の号給を原則として4分割するよう勧告を行っております。

区長会と特別区職員労働組合連合会は、この勧告の取り扱いについて協議をした結果、勧告等の内容を平成18年4月1日から実施することで妥結をしております。このことに伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改める等の必要があるために行うものでございます。

改正の内容でございますが、資料1の新旧対照表をご覧になりながらお聞きいただければと存じます。

まず、昇給制度の改正ということでございますが、改正後の第7条第2項におきまして、昇給の時期及び評価期間を統一すること、同3項で職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従って決定すること。同4項で、同一の職務の級に在職し続けても、最高号給を超えて昇格、昇給できる枠外昇給制度を廃止すること。同5項で、昇給停止年齢、

現在本則では55歳を廃止すること等を定めてございます。

次に、第5条及び別表2の改正でございますけれども、通勤手当が各区事項となり、職員の通勤手当に関する規則に代わる規則を各区で定めることとされたことに伴いまして、同条中の、あるいは同第2表中の人事委員会のという表記を教育委員会規則に改めるものでございます。

次に、第27条及び30条、期末手当、勤勉手当の支給割合の改正でございますが、こちらは資料2をご覧ください。

一般職員及び管理職員、こちらは再任用職員を含む期末勤勉手当の支給割合を記載のとおり改めるものでございます。全体としての率は変わりございませんが、勤勉手当の率が高くなるということで改正しているものでございます。

次に、別表第1給料表の改正です。これは議案そのものの4ページ以降につけてございますが、勤務実績をきめ細かく反映できるようにするため、現行の号給を原則として4分割した給料表ということで、議案でお示ししたとおりの給料表になっているものでございます。

次に、新旧対照表12ページの部分です。附則第8項による改正ということでございますが、昇給停止年齢の廃止に伴いまして、昇給停止年齢の引き下げに伴う経過措置に関する規定を削除するものでございます。

実施の時期でございますが、平成18年4月1日からの施行ということでございます。あわせて、附則第2項から7項までにおいては、必要な経過措置を定めているものでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、特にご質問等ございませんようですので、お諮りしますが、議案第1号は原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第2、議案第2号「平成17年度杉並区一般会計補正予算(第6号)」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、同様にご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第2号「平成17年度杉並区一般会計補正予算(第6号)」について説明いたします。

今回の補正は、小学校、中学校の耐震改修に係る起債につきまして、3年分を一括して償還することに伴い行うものでございます。

3枚目をご覧ください。歳入歳出予算（教育費）の部分でございます。今回の補正でございますが、財源更正を行うだけということでございますので、歳出額の変更はございません。その表の中、7教育費でございますが、特定財源として国・都支出金が8,458万6,000円、同額を差引一般財源から減とする。内訳としましては、耐震改修、小学校の部分で国・都支出金が5,556万2,000円、差引一般財源が同額の減。耐震改修、中学校の部分で国・都支出金が2,902万4,000円の計上、同差引一般財源が同額の減ということになります。

次のページをご覧ください。最後の項目でございます。補正後の額ということでございますが、補正後の金額、歳出額には変更はございません。財源の方ですが、特定財源の国・都支出金のところが5億2,606万5,000円、その他が2億5,991万2,000円、差引一般財源が102億6,218万6,000円でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたら。

（「なし」の声）

委員長 よろしいでしょうか。ご質疑等ございませんか。では、議案第2号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がございませんので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、日程第3、議案第3号「平成18年度杉並区一般会計予算」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第3号「平成18年度杉並区一般会計予算」についてご説明いたします。

平成18年度一般会計当初予算概要1ページをご覧ください。平成18年度当初予算の規模でございます。表でいきますと、下から4行目、それから中ほどのところで、合計欄がございますが、このちょうどクロスしたところでございます。一般会計の歳出予算の総額でございますが、1,365億6,700万円ということで、前年比106.27%でございます。増の理由でございますが、生活経済費、都市整備費、教育費の増によるものでございます。

次に、その少し上の教育費のところでございますが、同じく合計欄で総額が132億5,568万6,000円、対前年比で121.95%でございます。この内訳でございますが、投資的経費で174.76%の増、既定事業で109.48%の増。新規事業につきましては74.49%といったことでございます。

次に、2ページの平成18年度予算案の特徴でございますが、記載の杉並区予算方針に掲げる方針に基づきまして、策定されているというものでございます。このうち、8番目のところの項目をちょっとご覧いただきたいんですが、職員定数につきましては、定数削減目標の達成に努めるということになってございまして、教育委員会の目標額、これは計画上の目標額でございます。17、18年度の両年度ということで記載してございます。今年度予算の方につきましては、17、18年度合わせて見込額としては、2億3,774万7,000円ということで、記載の社会教育会館の廃止、あるいは図書館の運営のあり方の見直し、学校警備、学童擁護、学校給食の方に関わるものということで、行革効果額として見込んでいます。

9番目でございます。インセンティブ経費ということで、行革効果の還元といたしまして、配当されるものという経費でございますが、本年度は教育委員会では953万9,000円ということで配当されてございまして、内容欄記載の事業にそれぞれの金額で計上している、当て込んでいるというものでございます。

3ページにまいります。3ページから4ページにかけて、教育委員会の事業別一覧ということで、それぞれ実施計画、今年度の重要事業、それからビジョンとの関わり、右へ行きまして予算額、特定財源、一般財源、17年度の当初予算額、増減という形で一覧を作成してございます。全体では79事業ということでございます。

増減の主なものについてご説明させていただきます。上から10番目のところで「学校人事・給与事務」というのがございます。これにつきましては、学校管理の包括委託ということ、それから校門周辺等の警備委託ということで、現在3月まで実施しています警備員の配置といった経費が1億3,930万6,000円の増ということでございます。

次に、真ん中の少し下の方ですけれども、「学校給食の推進」という事業がございまして、こちらにつきましては、新たに4校を委託するというので、8,649万3,000円の増ということになってございます。

それから、その下の「学校運営管理（小学校）」、それからその少し飛んで「学校運営管理（中学校）」でございますが、特色ある教育活動の教材費等に充てるということで、小学校の場合ですと2億831万円、中学校の場合ですと7,554万8,000円の金額が増として計上されてございます。

それから、4ページにまいりまして、中段ですが、「社会教育会館の運営管理」、それから「社会教育会館維持管理」と、これは社会教育会館の廃止に伴いまして、事業終了ということで経費皆減ということになってございます。

それから、下段の方へいきまして、投資的な部分になってきますけれども、「高井戸小学校改

築」ということで6億7,863万6,000円、それから「方南小学校改築」で7億188万5,000円といった金額が増となってございます。

それから、その下の「耐震改修（小学校）」のところでございますが、事業が終了したということで、前年比皆減ということになってございます。

それから、下から3つ目のところでございますが、「図書館改修」ということで、2億3,475万6,000円の増と、それからその2つの下の「和田堀公園プール改修」、「下高井戸運動場改修」、こちらについては、事業終了ということで皆減ということでございます。結果といたしまして、一番下の表の一番右側でございますが、合計欄の23億8,554万7,000円の増といった結果となっております。

次ページにまいります。18年度の当初歳入予算、教育費の関係でございますが、記載の項目につきまして、歳入が見込まれてございまして、総額としては、26億8,906万9,000円ということでございます。前年比162%ということでございます。これにつきましては、繰入金のところ、次の表に内訳が書いてございますが、これについての増というところが大きな要因ということでございます。

なお、国庫支出金の方で減ということになってございますが、これにつきましては、三位一体改革に関連しまして、就学援助の関係を交付金化するといったようなことの中で、減になっている部分ということでございます。

次に、平成18年度の繰入金・起債等充当一覧でございますが、起債の事業に31億1,794万5,000円計上してございます。財源内訳でございますが、国・都支出金、繰入金、それぞれの記載のとおり金額ということでございます。

次の平成18年度の債務負担行為の状況、建設工事にかかわるものでございますが、記載の事業につきまして、それぞれ平成19年度までの債務負担の限度額が設定されてございます。

6ページにまいります。18年度の基金の状況でございます。記載の基金につきまして、それぞれの基金についての取り崩し、積み立てを行いまして、表の一番下の右側でございますが、18年度末の残高見込額では343億7,570万8,000円という残高になるということでございます。

次、7ページでございますが、予算編成のための平成18年度の財政計画でございます。左側が歳入ということで、右側が歳出になってございます。歳入につきましては、一般財源のところで見ますと、特別区税、あるいは地方譲与税の増といったことから、一般財源につきましては、1,071億1,944万6,000円ということで、前年比104.7%という結果になってございます。

特定財源につきましては、303億2,698万6,000円ということで、前年比112.3%ということでございます。合計といたしまして、1,374億4,643万2,000円ということで、前年比が106.3%と

いうこととさせていただきます。

最後でございますが、職員人件費、前年比98.8%、公債費80.7%、既定事業が106.5%、新規・臨時事業につきましては87.6%、投資事業が190.9%といったことで、歳出合計といたしましては1,365億5,670万円といったこととなっております。歳入との差額は財源保留額ということになってございます。

以上が予算の全体の概要でございます。

次に、縦型の表になってございますが、8ページから19ページまでということで、新規、投資、既定事業の主なものということで掲載をさせていただいております。そのうち主だったものということで少し説明をさせていただきます。

新規事業については1件だけということで、「地域教育改革推進事業」ということで、地域運営学校と予算の組み替え部分も含めまして、新しい事業項目を起こしたということで、新規事業ということで取り扱ってございます。地域運営学校、学校評議員、地域との協働ということで、地区教育委員会、地域本部等、（仮称）杉並教育会といったことで932万6,000円の予算を計上してございます。

9ページにまいります。ここから投資事業ということでございます。「学校緑化推進」といたしまして摘要欄記載のとおり、校舎屋上緑化5校、ビオトープ2校、校庭緑地化2校等といったことで1億8,800万の予算を計上してございます。

次ページにまいりまして、改築関係でございます。「高井戸小学校改築」、「方南小学校改築」、それから「統合新校建設」ということで、調査測量等の経費、1,653万が計上されてございます。

それから、11ページにまいります。2段目でございますが、「図書館建設」ということで、（仮称）西荻地域図書館建設ということで2億8,500万3,000円の経費が計上してございます。

以上で投資的経費の合計が、下段記載のとおり金額ということでございます。

次に、12ページ以降、主な既定事業ということでございます。2番目の「教育計画推進」につきましては、教育立区の実現、基本条例の検討、教育ビジョンの推進、中学生レスキュー隊活動、シニアボランティアによる国際理解教育支援といったことで、総額3,559万1,000円を計上してございます。

「就学事務」につきましては、新学齢簿システム導入等の経費ということで、全体として5,030万5,000円の経費が計上されてございます。

次に、「障害児教育」でございますが、心身障害学級の新設で、情緒障害学級ということで、中学校1校分を含めまして1億517万の経費が計上されてございます。

次に、13ページにまいります。下から2番目でございますが、「杉並師範館」ということで、杉並師範館運営補助という内容で、4,171万4,000円が計上されてございます。

14ページにまいります。2番目でございますが、「国際理解教育の推進」ということで、今年度は中学生の海外派遣、隔年の派遣の年でございますので、それを含めまして3,992万3,000円の金額が計上してございます。

一番下ですけれども、「情報教育の推進」ということで、コンピューター教育の推進、学校ITの推進ということで、記載の内容に2億3,927万6,000円の予算を計上してございます。

16ページでございますが、「学校健康管理（中学校）」の部分で、健康づくりの推進ということで、口腔保健指導等の事業費も含めまして8,103万1,000円の内額を計上してございます。

次に、17ページでございますが、「学校の支援」ということで、下から2つ目でございます。学校教育コーディネーター、学校サポーター等の事業等を含めまして8,056万円の予算を計上してございます。

18ページでございますが、「文化財調査・保護」の事業で、角川邸収蔵品活用検討会の経費等を含めまして1,437万2,000円の経費を計上してございます。

それから、一番下の欄でございますが、「図書館運営管理」ということで、中央図書館貸出・返却等運営委託の経費を含めまして、施設運営管理以下の項目の内容の経費といたしまして、4億724万8,000円の経費を計上してございます。

最後、19ページになりますが、「財団法人杉並区スポーツ振興財団」の運営等補助金ということで1億4,589万5,000円と、それから「体育施設維持管理」ということで、記載の施設についての維持管理経費7億6,997万4,000円を計上してございます。

平成18年度の杉並区一般会計予算の概要については以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

大蔵委員 幾つか伺います。金額につきましては、非常に増えておるのでおめでたい限りだと思っておりますけれども、バランスがどうなっているか、その辺がよくわかりません。

幾つか伺いするのは、まず5ページの一番下の債務負担行為の状況ということの限度額が何に対する債務負担の限度ですか。誰のためにこの限度額が設けてあるんですか。

庶務課長 記載の事項欄のところに書いてございますが、高井戸小学校改築、方南小学校改築、図書館建設、それぞれの事業につきまして、それぞれの経費を負担する改築経費の限度額として設定しているものでございます。工事が1年度で終わりませんので。

大蔵委員 起債として上げてある高井戸小学校改築、ここで計上額が書いてありますね。これと

限度額との差というのは何ですか。

庶務課長 債務負担の方の限度額でございますが、これは区の予算につきましては単年度予算主義をとってございます。工事の関係が年度が1年で終わらないといったものにつきましては、その工事の総額につきまして、後年度の負担につきまして、その経費の支出が終わる段階のところまで限度額としてあらかじめ設定して、議会の承認を受けるということをごさいます、限度額として設定してございます。

起債の方につきましては、そのうちの18年度に起債で当て込む部分ということをごさいますので、全体の中の一部ということになっております。

大蔵委員 すると、限度額は割合大きく設定してあるということですね。

庶務課長 全体の工事費の中の後年度の部分ということをごさいます。

大蔵委員 後年度の部分。これが19年度に係ってくるわけですか。18、19年度で。

庶務課長 19年度までの工事ということで予定してございます。

大蔵委員 それから、9ページの一番上、「学校緑化推進」ですが、この2校予定というのはどこですか。校庭緑地化計画。まだ、決まっていらないですか。

学校運営課長 さまざまな条件を検討中のごさいます、まだ2校決定してごさいません。

大蔵委員 でも2校はやるんですね。

学校運営課長 2校の予定でございます。

大蔵委員 それはどういうやり方ですか。全面的に校庭を緑地化するんですか。昨日もちょっと小学校PTAの連合会と話をしたときに、額縁方式になっているところとか、いろいろありましたけれども、これはどういうやり方ですか。

学校運営課長 今まで一部芝をやったのが2校で、全面芝は4校やってございます。今年度2校予算化してございますが、それにつきましては、基本的には全面を原則としたいというふうを考えています。ただし、検討の結果、一部の場合もございます。

大蔵委員 12ページです。「就学事務」、新学齢簿システム導入と書いてある、新学齢簿と今までの学齢簿とどういうふうになるんですか。

学務課長 今、学齢簿はコンピューター処理しております。その更新ということでお受けとめいただければと思います。

大蔵委員 別に新しく変わるということではない。

学務課長 そうではないです。

委員長 では、ほかの方どうぞ。

さっきご説明で、現状の警備委託が3月までという話をされたんですけども、これは4月以降

も継続して警備の方はやられるというふうに受け取っていいんですか。

学校運営課長 今年度は補正予算で2学期、3学期について民間警備員、小学校44校と養護学校1校、45校に配置されてございますけれども、来年度も1年分一応継続ということで予算がついてございます。実際の配置方法につきましては、これから検討して契約を結びたいというふうに考えてございます。

委員長 そうですか。よかったですね。

宮坂委員 1つよろしいですか。この9ページの校庭緑地化2校を予定しているんですが、これはどの学校かを選ぶ際に、全面緑地化にはいろいろな意見もあるようなんですが、希望を取るとか、どういう方法でこの2校というのは選ぶんですか。

学校運営課長 校庭の広さ、児童の数、問題となる日当たりの関係でありますとか、地域の協力の度合い、学校側のやる気、そういったものを勘案いたしまして、今候補校を選定しながら検討を行っております。

宮坂委員 選定委員会みたいなのを作ってはあはるわけですね。

学校運営課長 特にございませませんが、内部で検討してございます。

委員長 昨日の話で恐縮なんですけれども、小学校のPTAの方たちとの懇談会というのがあったんです。かなりエコスクール、特に緑地化とか壁面緑化とか興味を持っておられるんですね。いろいろな意味の興味という言葉が使えると思うんです。だから、こういったものを進めていくに当たっては、PTAの方たちのそういう知識も豊富になってきています。協力体制をどうこうというのは特に話題にしなかったんですけれども、目も肥えてきているし、それから今後こうしてもらいたいとか、希望も出てきているし、その辺よく情報収集して進めていかれたらということにつながると思うんですね。

学校運営課長 緑地化、壁面も屋上も校庭も、地域の保護者の協力が不可欠ですので、十分情報を提供しながら、またそういった希望の状況等を把握して進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長 良いものを作ってもらいたいということ。不出来のことを随分言われていましたから。見苦しい壁面緑化というふうな感じでの言葉も出てました。

それから、2ページ目の学校安全マップのところの言葉、いいのかな。学校安全マップ基図の基図という表現。

学務課長 こういう意味だということでお受け止めていただければと思うんですが、安全マップは、今それぞれ手作業で作ってもらっています。それを電子データ化できないかというのをちょっと考えてまして、その原図というんですかね、そういう意図でございます。

委員長 基図という言葉はないんだよね。基という意味ですか。

学務課長 ちょっと表現を考えさせていただきたいと思います。

委員長 一般的に使っている言葉を使った方が、これは造語だから。

学務課長 わかりました。

委員長 使っている人だけわかっていてもしょうがないので、お願いいたします。

ほかにございますか。

今日この内容を見て、それですぐ意見を言い、すぐ賛成か否かと言われても大変だと思うんですけども。難しいと思うんですが、いろいろこれからの手続もありますし、今日審議していただいて結論を出さなければいけないという使命にありますもので、よろしくお願いいたします。

では、議案第3号は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。どうもありがとうございます。

では、日程第4、議案第4号「杉並区高円寺体育館外6施設の指定管理者の指定について」の議案を上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ課長、ご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 議案第4号「杉並区高円寺体育館外6施設の指定管理者の指定について」、右の議案を提出する。平成18年1月27日、提出者、杉並区教育委員会教育長、納富善朗。

お手元に配布させていただきました参考資料に基づきまして、ご説明いたします。体育施設の運営管理に関し指定管理者制度を導入することに伴い、平成18年4月1日から下記体育施設について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経て指定するというものでございます。

内容でございますが、記載のとおり体育施設が7施設でございます。指定管理者（候補者）の名称でございますが、財団法人杉並区スポーツ振興財団。指定管理者の期間でございますが、平成18年4月1日から平成21年3月31日まででございます。

指定管理者（候補者）の概要でございますが、記載のとおりでございます。

次に、選定の経過等についてでございます。指定管理者の選定に当たっては、公募は行わず、スポーツ振興財団を指定管理者として指定することに決定しているものでございます。

今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。

提案理由については省略いたします。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

選定の経過等のところなんですけれども、公募は行わず指定管理者として指定することに決定しているというおもしろい文章になっているんだけど、どういう意味ですか。

社会教育スポーツ課長 申し訳ございません。これは平成17年第3回区議会定例会で、指定管理者の指定について、公募を行う施設と、それから公募を行わず指定する施設ということで議決をいただいております。この体育施設7施設については、公募は行わないで指定管理者として指定することということになったものでございます。

委員長 過去の経過において決定されているとか、丁寧に書いてもらうとわかるんだけど、何かおもしろい文章だなと。そうお聞きすればわかります。

では、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第4号は原案とおりの可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案とおりの可決いたします。ありがとうございます。

最後に日程第5、議案第5号「杉並区上井草体育館外2施設の指定管理者の指定について」を上程し、審議させていただきます。

社会教育スポーツ課長、ご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 議案第5号「杉並区上井草体育館外2施設の指定管理者の指定について」、右の議案を提出する。平成18年1月27日、提出者、杉並区教育委員会教育長、納富善朗。こちらについても、お手元の参考資料に基づいてご説明いたします。

体育施設の運営管理に関し指定管理者制度を導入することに伴い、平成18年4月1日から下記体育施設について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経て指定する。

内容でございますが、体育施設の名称でございます。杉並区上井草体育館、杉並区上井草温水プール、杉並区上井草運動場でございます。総称して上井草スポーツセンターと呼んでございます。

指定管理者（候補者）の名称でございますが、株式会社ティップネス・特定非営利活動法人早稲田クラブ共同事業体。指定管理者の期間でございますが、平成18年4月1日から平成21年3月31日まででございます。

指定管理者（候補者）の概要については、記載のとおりでございます。

選定の経過等につきましては、平成17年11月1日に選定委員会を設置いたしまして、以後、公募開始、それから公募説明会、応募が5団体ございましたので、11月21日以降選定委員会をし、記載の日程で審査をいたしまして、候補者として決定したものでございます。最終的には1

月20日に候補者の決定をいたしております。

選定方法でございますが、今回の選定に当たりましては、体育施設指定管理者選定委員会において募集要綱、審査における基本的な考え方、審査方法、審査基準等を討議、確認した後、応募のあった5団体について審査したものでございます。

審査における基本的な考え方でございますが、条例に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。安定的な経営基盤を有していること。体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること等でございます。

審査における評価項目につきましては、第1次審査は、記載のとおり31項目でございます。第2次審査はプレゼンテーションで、評価項目が10項目でございます。記載のとおりでございます。

今後の主なスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

なお、選定委員の構成でございますが、学識経験者が2人、公認会計士、区の職員が2人の5人で構成してございます。

別紙には、第1次審査、第2次審査の選定委員の総合評価点、1位がティップネス・早稲田クラブでございます。B、Cについては2位、3位という順番でございます。Dにつきましては、1次審査で該当しないということになってございます。

別紙2がその裏にございますけれども、審査の基準でございます。それぞれ利用者に対する理念及び経営方針等でございます。以下は記載のとおりでございます。

その裏でございますけれども、それにつきましても、審査の基準及び点数でございます。その結果、ティップネス・早稲田クラブが選定委員会に選ばれたということでございます。区としてこれを付議するものでございます。

以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたら。

大藏委員 議案第4号の7施設と、この3施設とを分けている理由は何ですか。

社会教育スポーツ課長 上井草につきましては、施設が体育館、プール、それからアスレチック等で、一体的に固まっており、公募、プロポーザルをやりやすいということ等でございます。

大藏委員 しかし、それは前の7施設については、スポーツ振興財団に一括して指定管理者として指定していくわけですね。それからすれば、3つの施設が上井草のそばにあったからといって、スポーツ振興財団に任せても別に悪いということはないと思うんですけれども、それはどうしてですか。

もう一つ言いますと、今のご説明の資料の審査における基本的な考え方で、相当な経験を有す

るとか、安定的な経営基盤を有していること、最大限に効率的な運営ができることと書いてありますが、そうすると先ほどの7施設はあまりこんなことは考えなくてもいいというような印象を受けるんですね、私は。先ほどの7施設は誰だってできると。けれども、こちらはちょっと面倒くさいから専門家に任せるよというような印象を受けたんですけれども、それはどうなんですか。

社会教育スポーツ課長 まず1点目でございますけれども、上井草とその他の7施設につきまして、実は条例のときもご説明してますように、区民との協働に基づいてやるということで、基本的に上井草については委託等プロポーザルになじむということで協働としてございました。ただ、他の7施設につきましては、スポーツ振興財団そのものは基本的にはまだ存在するものでございまして、職員等も現在いらっしゃいます。そういうところで、実際にはその方たちもやはりこれは期限がございまして、その期限を経ずに辞めていただくわけにはいかない等々の総合的な観点から、この7施設はそのままスポーツ振興財団にということでございます。

なお、プール等につきましては、公園との管理が重複しているところにつきましては、区の直営に戻っているものもございます。

大蔵委員 先ほどの議案の方も高井戸温水プールは入っているんですね。プールは上井草もありますけれども、こちらにもあると。それから、指定管理者の期間についても、18年4月1日から21年3月31日です。とにかくそこに勤めている人が辞めるか辞めないにかかわらず3年間ですから。それからすると上井草もここに入れてもあまりおかしくないと思うんですけれどもね。だから、あまり納得のいくご説明ではないと思うんですけれども。別に、だからいけないということではありません。しかし、あまり納得のいく説明にはなっていないなと思ってるということです。

社会教育スポーツ課長 ご説明いたしますけれども、こちらの各施設を総称して上井草スポーツセンターと申しておりますが、先ほどご説明いたしましたようにグラウンド、体育館、プール、それからアスレチックということで、複合施設になっております。そういう意味では、事業者のプロポーザルする部分においても、事業にとっても魅力ある施設ということでございまして、例えば、規模も大きくて民間事業者のノウハウを幅広く活用できる施設であるということ、それから区民のさまざまなニーズに対して効果的な対応が期待できるということで、こちらについては公募の対象としたものでございます。

大蔵委員 どれだけくっついていくかわかりませんが、高井戸の方も運動場と温水プールと2つあるわけで、それで今のお話を伺うと、この上井草の施設は3つ一緒だから、運営をすれば運営委託を受けたところも利益も上げられると。しかし、先ほどの方はあまりそういう魅力がないと、だからどうせ受け手もないだろうから、スポーツ振興財団の方でやろうということですか。打ち

割ったことを言えば。

社会教育スポーツ課長 より一層魅力があるということで、ただ他の体育施設につきましても、非常に稼働率は高うございまして、基本的にはどの体育館も稼働率が高いんです。それから、この指定管理者でプロポーザル方式による公募をやる1つの基本といたしまして、やはり区民のニーズ、それから経費の節減等がございます。そういう意味では公募を行い、こちらの施設が他のものより魅力ある施設として、運営できるものということでプロポーザル方式によるものとしたものでございます。

教育長 だから、誰をどのような形で指定管理者にするかというのは、区の判断でしょう。だから、全施設スポーツ振興財団でも良かったわけでしょう。指定管理者の条例を作ったときも、指定管理者なんて指定してないんだから、誰でも良かったわけでしょう。ただ、他の施設、例えば、大宮前体育館なんか、そんな公募をしたって誰も来なければどうするんだということもある。上井草スポーツセンターは、今、社会教育スポーツ課長が言われたように、いろいろなことができる。だから、スポーツ振興財団も含めて公募した。スポーツ振興財団を排除したわけじゃなくて、スポーツ振興財団も含めて公募に付したと。だから、スポーツ振興財団になった可能性だってあるわけですよ。結果として、全施設スポーツ振興財団になった可能性というのは限りなくあったわけでしょう。その中で、結果として上井草スポーツセンターがこういう結果になったと、それだけの話じゃないの。違うの。

社会教育スポーツ課長 すみません。言葉足らずで。ここの公募の対象につきましては、今、教育長がおっしゃったように、スポーツ振興財団も応募しまして、一応他の事業者とともに第1次審査を通過いたしまして、第2次審査の該当になっております。その中の結果でございます。

事務局次長 順番として区の体育施設、それぞれについて統一した議論を最初やったんですね。その中で、指定管理者制度でいくべき施設と、それから直営でやるべき施設という議論をして、例えばですが、杉十温水プールなんかについては、管理者がたくさんいるというようなことがあって、そういうところをまとめて指定管理者というのは難しいだろうということで、2つの施設の部分については、直営でやっていきたいと思いますという判断をしたわけですね。

その他の施設については、それぞれ指定管理者制度ということをやっていきましょうという結論を出して、具体的にどうやっていくかという話のときに、今、大宮前体育館という話が出ましたけれども、そういう小さな施設を単独だけでやっていくということになると魅力がないという話と、それからスポーツ振興財団そのものが、地域に根差した活動をずっと続けてきたということもあって、そういう施設の部分については、やっぱりスポーツ振興財団にしていった方がいいんじゃないかというところを出しています。

上井草の部分については、施設もまとまってあるし、いってみれば利益の部分というか、きちんとそういうところも担保できてくるので、公募者も多いだろうということで、スポーツ振興財団も含めてそれらについては公募でやりましょうと。結果として、ここに出ているのは、スポーツ振興財団は残念ながら、この選定委員会の結果からは、選に漏れたということだったと、そういう経過です。

大蔵委員 わかりました。けれども、例えば、大宮前体育館の話が出て、魅力もないし、とにかく小規模でやっていると。それは魅力がないということは、持ち出しになっているわけですから、それならある程度魅力のあるところも入れて全部スポーツ振興財団にやらせるということも考え方としてはあると思うんですね。だからといって、別に私はこれがいかんとか言っていることではないんです。何となくはっきりしないなと思ったから伺っただけです。

事務局次長 それで、このスポーツ振興財団がやる施設についても、当面という扱いをしているんですね。これからもずっと指定管理者制度で考えていくということではないんです。

教育長 指定管理者にするか、直営でやるかの判断を条例改正でしたわけでしょう。指定管理者でいくことにしたんだよね。その指定管理者でいくことにして、さてどこを指定管理者にするかということで、区民のスポーツを支えているスポーツ振興財団1本でいくか、それともスポーツ振興財団も民間だけれども、やっぱりもっと広い知恵を入れて運営してもらった方がいいということになじむ施設は切り離して区別して考えようと。そうなったときに、上井草スポーツセンターはそれになじむと。だから、外部の知識も入れて、スポーツ振興財団と競い合わせようと、そういうことがあったわけだね。

その結果、スポーツ振興財団がBかCかDかEか知らないけれども、少なくともAにはならなかったと。ありていに言うとそういうことですよ。だから、前に戻ることはできないんじゃないの。条例を作ったから。9月までにとにかく判断をしなければいけなかった。指定管理者でいくか、直営でいくか。

宮坂委員 指定管理者の決め方が、今いろいろお話を伺いまして、いろいろあるんですが、それはそれでわかりましたんですが、ここで5団体のうちからこれを選んだと。それで、決めた基本的な考え方もあるんですが、この場合経費がどのぐらいかかるか。普通の入札のようにただ安いところがいいというわけでもないし、いろいろ考え方があると思います。必ずしもそれが悪いわけじゃないんですが、大事な仕事だから経費は二の次で、これに決めたというような考え方もあると思うんですが、何もここに記載されていないんですが、この場合、経費がどのぐらいかかるかということあまり念頭になかったんでしょうか。

社会教育スポーツ課長 一応経費も選定の一つの要素にはなっていますが、ただ経費だけで

はございません。ただ、経費につきましても、現在のスポーツ振興財団が行っている運営経費すべて、これは応募の事業者に示してございまして、その中で、例えば、2割安いところとか、同じぐらいのところなどがありました。その中で、以上の内容、それから会計の内容等を総合的に審査して、この結果が出たものでございます。

宮坂委員 わかりました。基本的な考え方の中にそれが入って、強いて言えば安定的な経営基盤ぐらいなんですけれども、特に載せる必要もないんですかね。

教育長 別紙1の収支計画の評価というのはそうでしょう。だから、それも一つの評価の要素ということで総合的に評価して行ったということでしょう。

事務局次長 今の部分については、別紙2の裏側に効率的な管理運営という3項目、9点あるんですが、収支計画の出し方としてですね。

宮坂委員 なるほどね。わかりました。

委員長 この決定したティップネスというのと早稲田クラブというのは、一言で言ってどういう特色がある団体ですか。

社会教育スポーツ課長 ティップネスにつきましては、1986年設立のフィットネスクラブの経営でございまして、事業所数は現在、2004年12月でございまして、37店舗でございまして、こちらにつきましては、東京都の体育館と東京都の武道館も18年4月から指定管理者として運営する予定でございまして。

早稲田クラブにつきましては、2004年10月設立でございまして、目的としては、市民を対象とした各スポーツの普及ということで、青少年の健全育成、市民の健康増進等を行っているものでございます。主な活動はラグビー、サッカー、アメフトでございまして。約1,500名の会員を擁している団体でございまして。

委員長 NPOですね。

社会教育スポーツ課長 NPOでございまして。

大藏委員 ティップネスと早稲田クラブとは、何か関係がなければ一緒に共同で引き受けようとは出てこないでしょう。だから、何か関係があるんでしょう、この2つの団体は。

社会教育スポーツ課長 早稲田クラブにつきましては、事務局が上井草の方でございまして、ティップネスも、これは下井草の方で運営しているものでございまして、その辺の関係で共同をやるということであると思います。

事務局次長 今回申し込んできたというのは、上井草運動場をどう管理していくかということで、通常で考えますと、維持管理の関係だと、例えば、清掃管理会社が来ますよとか、それぞれの持ち分があるわけですね。スポーツの内容については、清掃管理部門は全くわからないというよう

なところについては、それぞれ共同事業体として連携を組んでやっている。

その中で、このティップネスと早稲田クラブというのも、そういったところから、自分たちの得意分野で結合して、この事業を取っていかうということで共同事業体を作って申し込んできたわけです。そういうことだと思います。

委員長 かなり議論していただきまして、よろしいでしょうか、大体。

では、議案第5号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

これで予定されました日程すべて終了いたしました。

これもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。